

各 位

会 社 名 株 式 会 社 平 和 堂 代表者名 代表取締役社長 夏原 平和 コード番号 8276 (東証 第一部) 問合せ先 執行役員財務部長 竹中 昭敏 TEL 0749-23-3111 (代表) URL http://www.heiwado.jp/

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年5月18日開催予定の当社第60回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の機動的な運営をはかるべく、現行定款第14条(招集権者および議長)および第23条(取締役会の招集権者および議長)に定めるそれぞれの機関の招集権者および議長を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成29年5月18日(木)

平成29年5月18日(木)

以上

現 行 定 款

第1条~第13条(条文省略)

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長 が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条~第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、 その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第 24 条~第 35 条 (条文省略)

変 更 案

第1条~第13条(現行どおり)

(招集権者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役会の決議に基づき取締役<u>会長</u> または社長が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役<u>会長および</u>社長に事故があるとき は、あらかじめ取締役会の決議をもって定 めた順序により、他の取締役がこれに代わ る。

第15条~第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、取締役<u>会長または</u>社長がこれ を招集し、その議長となる。
 - 2 取締役<u>会長および</u>社長に事故があるとき は、あらかじめ取締役会の決議をもって定 めた順序により他の取締役がこれに代わ る。

第24条~第35条 (現行どおり)